

三浦電機株式会社
「(仮称) 北海道(道南地区) ウィンドファーム敷島内
環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年9月28日付けで三浦電機株式会社より届出された「(仮称) 北海道(道南地区) ウィンドファーム敷島内環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1(2)⑤に基づく)は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年11月27日
- (2) 北海道知事意見 * 平成30年2月8日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第24回) * 平成30年3月5日
- (4) ①補足説明資料
②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・準備書の段階で風力発電機の基数や配置、機種が未確定であると、評価書の段階で予測・評価のやり直しとなるケースが考えられ、結果として環境影響評価手続きが遅れることが考えられる。準備書の段階では事業計画、風力発電機の配置などを確定した上で作成されることが望ましい。	・風力発電機の配置や基数、機種を確定した上で準備書を提出するよう留意する。
・騒音の予測手法については具体的な計算方法や計算モデル名等の記載がされていない。準備書においてはこれらの情報について明記すること。	・準備書においては、騒音の予測および評価における、具体的な計算手法、計算モデル等について明記する。
・工事用道路の計画ルート上に、調査ルートが重なっていない部分がある。工事用道路の改変区域となる部分についても、鳥類ラインセンサスなどについては、調査ルートとして網羅するよ	・調査ルートについては、極力改変予定ルートを網羅するよう設定する。

う設定すること。	
----------	--

(1)～(4)の資料については、環境審査顧問会風力部会資料(下記 URL)を参照のこと。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。